

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について（東北運輸局集計）

【令和元年度第 2 四半期分】

累積違反点数が 20 点を超えている事業者の概要

東北運輸局自動車交通部 自動車監査官

通番	運輸支局	事業者名及び所在地	R01.9末現在 累積違反点数	直近の処分年月日及び主な違反行為（違反条項）
1	秋田	株式会社 鳥海観光 （法人番号4410001005234） 秋田県由利本荘市	37点	令和元年8月7日 運賃料金事前変更届出違反 （道路運送法第9条の2第1項）
2	宮城	有限会社 ブルーベリー観光バス （法人番号7370002020622） 宮城県富谷市	35点	平成30年3月26日 運賃料金事前変更届出違反 （道路運送法第9条の2第1項）
3	福島	株式会社 銚建仏光堂 （法人番号1380001021477） 福島県相馬市	35点	平成30年5月10日 運賃料金事前変更届出違反 （道路運送法第9条の2第1項）
4	岩手	有限会社 新栄観光バス （法人番号9400002008901） 岩手県花巻市	28点	令和元年5月8日 輸送の安全及び旅客の利便確保事項遵守違反 （道路運送法第27条第3項）
5	青森	大空交通 株式会社 （法人番号4420001012130） 青森県三沢市	22点	平成30年7月23日 輸送の安全及び旅客の利便確保事項遵守違反 （道路運送法第27条第3項）